

「プロスポーツ等と連携した観光 PR 事業」業務委託仕様書

1 業 務 名 プロスポーツ等と連携した観光 PR 事業

2 委 託 期 間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務の目的・概要

県内外の方々から注目を集めるプロスポーツ等と連携し、県内各地の魅力ある観光情報を発信することで、本県観光への訴求とイメージアップ並びに観光誘客促進を図る。

4 委託業務の内容

イベントにおいて県観光の魅力をPRするため、県が指定するイベントにおいて、ブース出展やステージ企画等により実施する観光誘客PRの企画・運営及び必要物資の作製等を行う。

(1)「ブース」及び「ステージ等」で実施する観光PRの企画・運営

ア 県が指定するイベント

	開催時期	イベント	業務内容	会場等
(ア)	6月13日(金)～ 6月15日(日) 9月2日(火)～ 9月4日(木) 6日間	ALL FOR CHIBA (千葉ロッテ マリーンズ)	・ブースPR ・ステージPR	ZOZO マリン スタジアム
(イ)	原則、10月～11月の うち、1日	公式試合 (千葉ジェッツ)	・ブースPR	千葉ジェッツ ホームゲーム

イ ブースでのPR

(ア) 各イベントにおけるブースの設営、運営、撤去等、出展に関して必要な業務を行うこと。

(イ) ブースの大きさは原則、2間×3間（3.6m×5.4m）とする。

(ウ) ブース展示の内容として、県内各地の観光情報、県観光関連施策、県内各地の特産品や地域の取組等、千葉県の魅力が伝わるものを実施することとし、当該展示を実施するために必要な人員や物品等を一式用意すること。

(エ) ブース展示に加え、ブース内において、観光PRをテーマとしたゲームや抽選、体験の実施やその参加者への景品としての特産品（その場での調理を必要とせず、個包装となっている物）等の配布など、イベント来場者をブースに誘引できる企画を実施することとし、当該企画を実施するために必要な人員や物品等を一式用意すること。

ウ ステージ等でのPR

(ア) ア (ア) のイベントにおいて、「チーバくん」等を活用し、観光PRをテーマとしたステージ企画を1回以上実施する予定であるので、企画内容を作成すること。

(イ) 企画内容は、県観光の魅力を来場者に直接的に訴求するものとし、企画に必要な物品等を用意すること。

(ウ)「チーバくん」等を使用する場合はアクターを含め県側で用意をするが、最終的な内容については県と協議の上決定するものとする。

ア (ア) のイベントで出展する3日間のうち、1日以上実施し、チーバくんを活用し各最大30分程度のステージを実施すること。

ステージサイズは7,200mm×5,400mmを想定すること。音響設備は備え付けのものを使用するが、不足する場合は用意すること。

(エ) 事業効果を高めるため、ブースでのPRとの連携を図ること。

エ その他

各イベントに係る企画の実施にあたり、県と受託事業者、イベント主催者の三者で事前に現地確認する等、必要な調整を行い、開催に係る運営マニュアル（全体スケジュール、役割分担、進行表等が記載されたもの）や詳細な当日シナリオを作成すること。

(2) 効果測定

ア 来場者に対して、千葉県の出展に関するアンケート調査を実施すること。
また、QRコードを活用したWEBアンケートを実施する等、回答数を増やす取組をすること。加えてその他、回答数を増やす取組を実施すること。
アンケート調査内容については、県と協議の上、決定すること。

イ 実施したアンケートについて、集計・分析し県に報告すること。

分析にあたってはイベント毎に、PRに効果的なブース企画等の実施内容等、今後の事業実施の参考にできるよう、分析を行うこと。

ウ 県に報告したアンケート調査及びデータ分析の結果は、千葉県に帰属するものとする。

(3) 独自提案

より多くのブース来訪につながる取組や、千葉県内への観光誘客促進につながる取組を検討し、提案すること。

※最終的な内容等は、県と協議の上決定する。

5 実績報告

(1) 業務完了報告書

全ての業務が完了したら、その内容及び成果等について「業務完了報告書」を作成し、本業務完了後、詳細に報告すること。

(2) 記録写真

本業務に関し、記録写真の撮影を行い、JPG 形式等の電子データで報告する。

(3) その他、本業務において作製した資料等

電子データ (Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真など) で提出すること。

6 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。

委託料の上限 4, 000, 000 円 (消費税及び地方消費税込み)

7 留意事項

- (1) 本業務の趣旨を踏まえ、観光誘客促進に資する姿勢で業務に臨むこと。
- (2) 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (4) 自然災害等により、事業の内容を変更または中止する場合がある。変更する場合も委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、県が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。
- (5) 天災等、県・受託者双方の責に帰することができない事由によって委託業務を完了することができなくなったときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査の上、当該検査に合格した部分の業務を完了したものとする。
- (6) イベントが中止等になった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。
- (7) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (8) 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ 作製物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものと

する。

- (9) 原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受託者は、本事業を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- (11) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (12) 事業の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (13) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。